

改正

平成11年4月9日訓令第3号

平成13年3月30日訓令第4号

平成15年3月26日訓令第5号

平成16年10月27日訓令第15号

平成19年3月30日訓令第2号

平成31年3月29日訓令第1号

上山市工事指名競争入札参加者審査委員会規程

上山市工事指名競争入札参加者審査委員会規程（昭和51年訓令第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第2項の規定により行う指名競争入札の審査に関し、その適正を図るため、上山市工事指名競争入札参加者審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

（組織等）

第2条 審査会は、委員長及び委員並びに幹事で組織する。

2 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審査会の構成員は、次の各号に定めるところによる。

（1） 委員長 副市長

（2） 委員 財政課長、農林夢づくり課長、建設課長、上下水道課長の職にある者

（3） 幹事 当該審査に係る工事所管課等の長の職にある者

4 審査会は次に掲げる事項を審査する。

（1） 工事請負参加者の審査に関すること。

（2） その他市長から審査を命じられたこと。

（審査会の招集等）

第3条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員は、会議に出席し、議題を審議する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

（指名基準）

第4条 審査会は、指名競争入札に参加する者を選定するに際しては、次の各号に掲げる事項を考慮のうえ、審査しなければならない。

（1） 上山市財務規則（平成7年規則第18号）第103条第2項の規定による指名競争入札参加者登録簿への登録の有無

（2） 工事施工能力及び信用状況

（3） 保有機械の状況

- (4) 不誠実な行為の有無
 - (5) 工事成績
 - (6) 手持ち工事の状況
 - (7) 技術及び熟練度
 - (8) 工事に対する地理的条件
- (意見の聴取)

第5条 審査会は、必要に応じ関係職員の出席を求め説明を受け、又は意見を聞くことができる。

(持ち回り審査会)

第6条 緊急を要する工事で、審査会を開催するいとまのない場合には、持ち回りで審査することができる。

(随意契約等の参加者の選定)

第7条 法第234条第2項の規定により行う随意契約に参加する請負業者の選定もしくは設計、測量調査等の委託又は運搬その他の請負に係る指名競争入札に参加する請負業者の選定については、この規程の例により行うものとする。

(会議の非公開)

第8条 審査会は、非公開とする。

(庶務)

第9条 審査会に関する庶務は、財政課において行う。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月9日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日訓令第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月27日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓令第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。